



かわさき

特別号

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/>

発行 川崎市 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1 ☎ 044-200-2111 (代表) 編集 総合企画局企画調整課 ☎044-200-2165 FAX044-200-3798

♻️100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。

誰もがいきいきと心豊かに暮らせる 持続可能な市民都市かわさき

新総合計画

- ・新たな市政運営の基本方針として策定
- ・10年程度の基本構想、3カ年の実行計画と重点戦略プランを策定
- ・まちづくりの基本目標・基本方向と基本政策体系を明示

自治基本条例

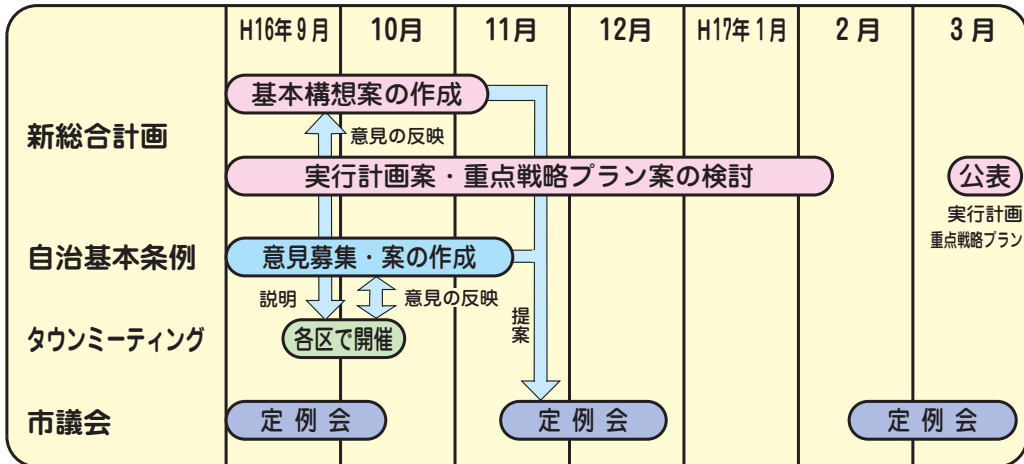
- ・情報共有、参加、協働に基づく自治運営の基本原則を規定
- ・区民会議の創設など区役所の方向性を規定
- ・住民投票、パブリックコメントなど具体的な制度を規定

川崎市が将来に向けた歩みを進めていく上での重要な指針

新総合計画、自治基本条例の策定は、市民の意見を反映し、市民のみなさんが納得できるように進めていくことが重要です。

また、自治基本条例は、これまで積み重ねてきた自治や参加の様々な取組を踏まえながら、改めて地方分権の時代にふさわしい市民と自治体の関係、市民自治の基本理念や自治運営の基本原則、これらを実現するための制度等を明らかにし、市民の信託に基づく市政

策定までのスケジュール



新総合計画基本構想素案と自治基本条例素案の策定の趣旨

川崎市では、一九九二(平成四)年に二十一世紀の第一四半世紀を見据えた長期構想として、「川崎市基本構想」を定め、翌年には「川崎新時代二〇一〇プラン」を策定しました。この計画は、二十一世紀における川崎市の都市像と、そこに至る道筋を明らかにしたものであり、これまではこの計画に基づき、様々な施策を推進してきました。

しかし、バブル経済の崩壊後、景気低迷の長期化により、川崎市の財政状況が悪化し、また、少子高齢化の急速な進

現在策定作業を進めている新総合計画は、こうした大きな社会経済環境の変化に適切に対応し、市民のみならず、市民のみなさんが活力と安心のある生活を安心して送ることができ、まちづくりを進めるために、将来に向けた新たな市政運営の基本方針として策定するものです。

また、自治基本条例は、これまで積み重ねてきた自治や参加の様々な取組を踏まえながら、改めて地方分権の時代にふさわしい市民と自治体の関係、市民自治の基本理念や自治運営の基本原則、これらを実現するための制度等を明らかにし、市民の信託に基づく市政

新総合計画 ◆ 自治基本条例の策定に向けて

誰もがいきいきと心豊かに暮らせる 持続可能な市民都市かわさきをめざして

あなたのお住まいの区でタウンミーティングを開催します



新総合計画基本構想素案と自治基本条例素案について、市長が説明し、市民のみなさんの意見をうかがいます。

将来の川崎について、みなさんと語り合いたいです。

阿部 孝夫
川崎市長



タウンミーティング開催予定

月日	曜日	会場	開始時間	終了時間
9月25日	土曜日	高津区 すくらむ21 (男女共同参画センター)	14時30分	17時00分
10月4日	月曜日	麻生区 新百合トウェンティワン	18時30分	21時00分
10月6日	水曜日	宮前区 宮前市民館ホール	18時30分	21時00分
10月7日	木曜日	中原区 エポックなかはら (中原会館) (手話通訳(予約制)あり)	18時30分	21時00分
10月8日	金曜日	幸区 産業振興会館ホール	18時30分	21時00分
10月12日	火曜日	多摩区 多摩市民館ホール	18時30分	21時00分
10月14日	木曜日	川崎区 労働会館ホール	18時30分	21時00分

全会場で無料保育サービスの用意があります。

- 2・3面
- ・新総合計画基本構想素案
- 4・5面
- ・基本構想素案におけるまちづくりの基本目標と基本政策体系
- 6・7・8面
- ・自治基本条例素案

問合せ
新総合計画について
総合企画局 企画調整課
自治基本条例について
総合企画局 政策部

☎ 2200033800
☎ 2200033800

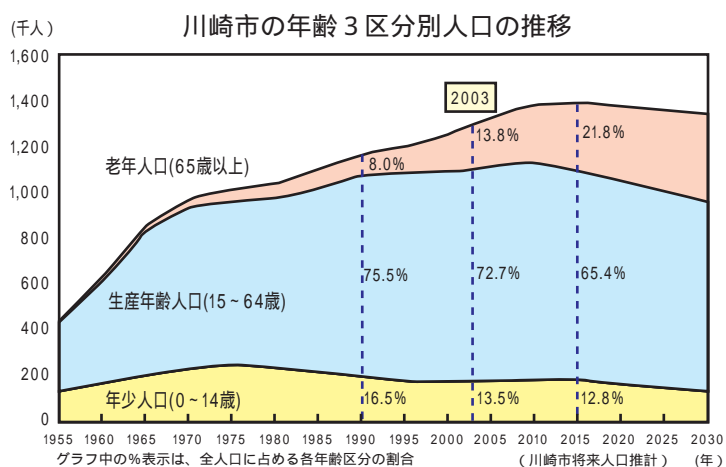
新総合計画基本構想素案について

七月二十八日、川崎市は新総合計画基本構想素案を発表しました。これは、これから川崎市が進めるまちづくりの基本方針として、市政運営や政策の基本方向を描ける十年程度の構想素案です。今後、市民の皆さんのご意見などをいただきながら基本構想素案をとりまとめたいきます。

構想策定の前提として

(1) 変化する社会状況

人口については、二〇〇四年(平成十六年)に百三十万人を超えた川崎市の人口は、その後、二〇一〇(平成二十二年)には百二十七万八千人、二〇一五(平成二十七年)年には百三十八万九千人と増加を続けることが見込まれます。しかし、その後は二〇二〇(平成三十



(2) 厳しい財政状況

バブル経済が崩壊し、それに伴って景気低迷が続く中、川崎市の財政状況は厳しさを増しています。

今後5年間の財政収支見通し

「三位一体の改革」の姿は不透明な状況にあります。一定の前提条件の基に今後5年間の収支を見込みました。

	(単位 億円)					
	H16予算	H17見込	H18見込	H19見込	H20見込	H21見込
歳入合計	5,210	5,059	5,280	5,172	5,218	5,514
うち市税	2,517	2,540	2,565	2,619	2,674	2,730
歳出合計	5,210	5,616	5,934	5,797	5,800	6,084
うち義務的経費	2,549	2,735	3,026	2,981	2,990	3,271
収支差	0	△557	△654	△625	△582	△570

これまで取り組んできた行政改革の成果が確実に反映されているものの、なお、5年間で約3,000億円の収支不足が見込まれることから、今後も「改革プラン」にのっとり、行政改革を着実に進めるとともに、「従来手法の財源対策」及び「減債基金からの借入れ」による対応を図る必要があります。したがって、新総合計画の実行計画を策定するにあたっては、こうした財政状況を十分に踏まえた選択が重要です。

(3) 都市構造の考え方

歳入面での長期にわたる税収の伸び悩みに加えて、歳出面では、高齢化の進行や景気低迷の影響を受けて、生活保護費等の扶助費が増大を続けています。さらに、景気低迷の状態を打開するために実施してきた景気対策が十分にはその効果を発揮せず、その結果、市債残高を増大させ、一層の財政の逼迫を招く要因となっています。

こうした厳しい財政状況の原因は、景気変動に伴う単なる一時的な税収減によるものではなく、構造的な経済問題とともに、長年継続してきた行政運営のしくみの制度疲労や、少子高齢化の進行という根本的なところにあると考えられます。

市民の生活行動は、川崎市を横断する首都圏の放射状の鉄道沿線に沿って市域を越えて展開しているとともに、また地域における多様なコミュニティ活動も進展しています。今後の都市構造を考える上では、地域に密着した身近なまちづくりを意識しながら、首都圏における位置付けや役割を的確に踏まえていくことが必要です。

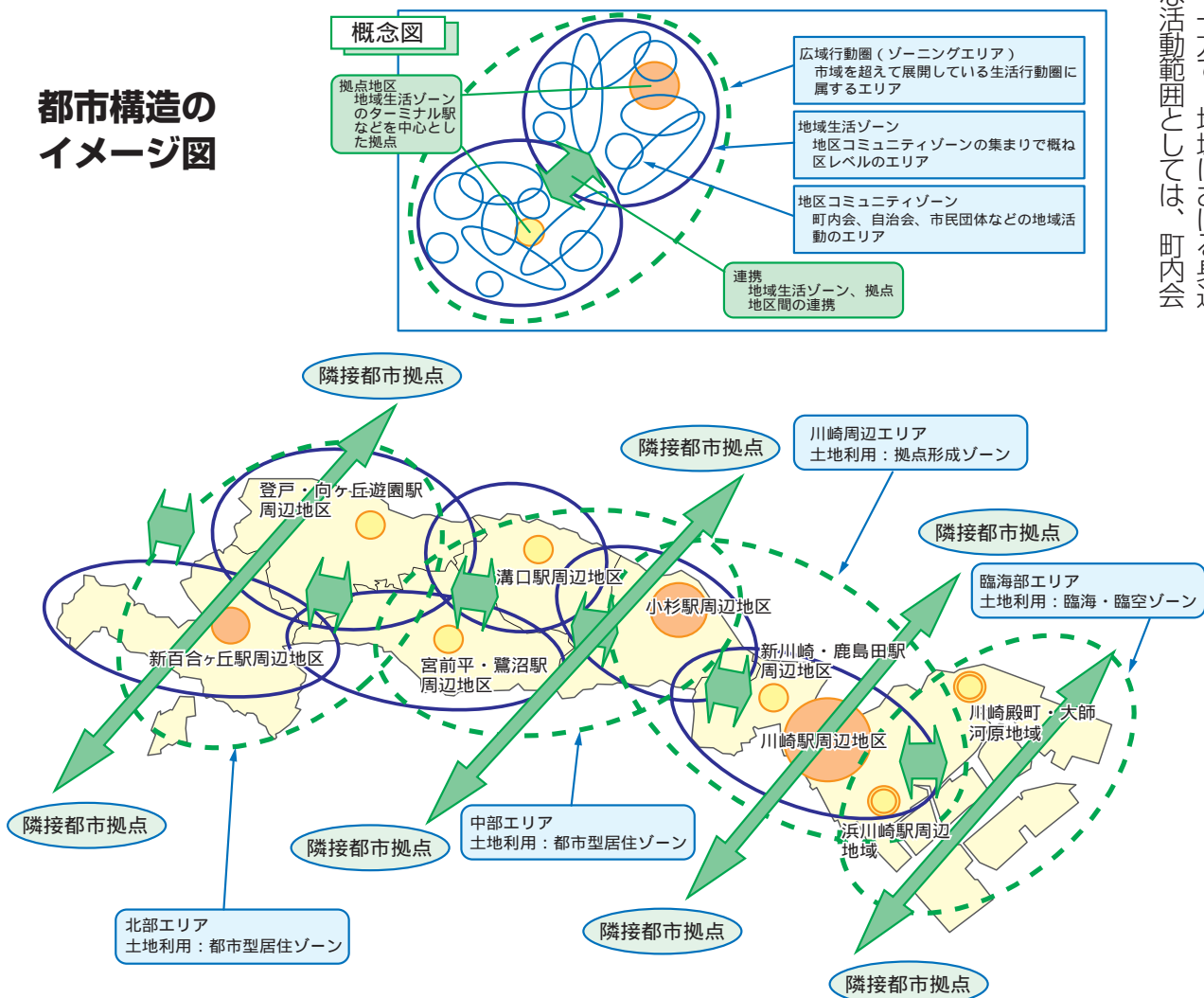
広域的に展開する市民の行動圏は、交通網の整備状況や地域の特性などから、概ね臨海部・川崎周辺・中部・北部の4つの広域行動圏に大別することができると考えられます。それぞれのエリア内における都市拠点

の整備にあたっては、市外の隣接都市拠点との役割や機能の適切な分担、補完を図りつつ、個性と魅力ある拠点整備を進め、「広域調和型」のまちづくりに取り組んでいく必要があります。一方で、地域における身近な活動範囲としては、町内会

や自治会、市民団体などの一定の活動範囲である地区「コミュニティゾーン」と、その連携によってできあがる、ターミナル駅などを中心とする地域生活ゾーンが考えられ、地域生活ゾーンにおけるターミナル

駅周辺地区などでの生活拠点の育成や、地域生活ゾーン間の交通ネットワークの強化などを図る「地域連携型」のまちづくりを進めていくことが求められます。

都市構造のイメージ図



まちづくりの基本目標

新たな時代に向けたまちづくりの基本目標を次のとおり掲げます。

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる 持続可能な市民都市かわさき」をめざして

これは、民主主義のもとでの人権の尊重と平和への貢献を、構想を貫く根本的な理念とした上で、市民本位の自治のまちづくりを進めることを基本方針としながら、人々の地球市民としての責任ある諸活動のもと、川崎というまちが都市としての自立と持続可能性を確かなものにするともに、自助・共助・公助のバランスのとれた地域社会の中で、川崎市民の誰もが生きがいと幸せを感じられるような取組を推進する、という考えを示したものです。

まちづくりの3つの基本方向

(1) 協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

市民・地域・企業・行政のパートナーシップに基づく協働の取組を進めるとともに、市域内にとどまらず、広域的視点を大切に、近隣自治体等との協調や機能分担・補完を適切に行いながらまちづくりを進め、その成果を分かち合い、市民がいきいきとすこやかに暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する

川崎には、我が国有数の産業集積や豊かな人材、首都圏に位置する地理的条件など、数多くの特徴や長所があります。こうした川崎の「財産」をしっかりと認識するとともに、それぞれの主体が率先してその力を発揮し、我が国や世界がめざす、将来にわたる生活の基盤となる、環境の保全と経済や社会の発展とが両立できるような持続型社会の実現に貢献することによって、国際的に存在感のあるまちづくりを進め、また、市民の自立的な活動が持続的・安定的に行われることをめざします。

(3) 自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる

地域が主体となって地域の課題解決や身近なまちづくりを、わかりやすいしくみで進め、地域の力によって地域の魅力や個性を引き出すとともに、川崎を代表する魅力を大きく育てることによって、市民が愛着と誇りを共有できるまちづくりを進めます。

10年程度の計画とついで

新総合計画は、今後の急速な社会経済環境の変化の中においても、その変化に適切に対応しながら、計画に実行性を持たせる必要があります。

そのために、新総合計画では、計画期間を短期に設定してまいります。基本構想は、これから川崎市が進めるまちづくりの基本

方針として、市政運営や政策の基本方向を掲げる具体性を持った10年程度の計画とし、実行計画は、基本構想に基づく施策の具体的な取組内容及び成果目標を明示した三九年の計画とします。

構想の実現に向けて

(1) 分権の推進と市民自治の拡充

地方分権の大きな流れの中で、分権時代にふさわしい新たな自治のしくみづくりと市民と行政による協働のまちづくりを推進し、市民本位の行政運営の確立を図ります。

(2) 新たな時代にふさわしい行財政システムの構築

構想に掲げる政策の実施を通じて新たな川崎の姿をつくる

(3) 地域経営の確立

さまざまな環境変化や諸課題に適切に対応しながら、安定的な市民福祉と持続可能な行政運営を確保していくために、自助・共助・公助のバランスを重視した地域経営の確立を図ります。

まちづくりの基本目標を達成するために政策に反映すべき4つの基本的視点

ア 新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める

少子高齢化の進行や人口減少過程への移行、経済の低成長など、社会経済環境が変化する中、「成長」を前提とするこれまでの考え方から脱却して、新たな時代にふさわしい価値観や行動規範を創造し、これを認め合うことが重要になります。

少子高齢社会にあっても高齢者が地域の主役として活躍できるしくみづくりに取り組むことや、地球環境に貢献する新たな環境技術を開発し、これを産業モデルとして普及させることなど、めざすべき持続型社会にふさわしい価値観に基づく取組を推進していくことが求められています。

川崎には、活発な市民活動や地域活動、我が国有数の企業の集積など、さまざまな特徴や長所があります。こうした特徴や長所を十分に発揮しながら、川崎から、主体的で先駆的な取組を積み重ねることによって、社会の持続可能性を確保する原動力の役割を果たします。

イ 首都圏の好位置にある川崎としての個性を活かす

川崎は、首都圏の中心部に位置し、しかも、東京と横浜という巨大消費地に隣接しているという極めて有利な地理的条件を備えています。こうした交通の利便性や潜在的な集客力などを含む優位性を十分に活かして、首都圏における位置付けや果たしている役割をしっかりと認識し、近隣自治体も含めた広域的・総合的な視点から施策を展開することによって、自立性を保ちつつ広域的に調和のとれたまちづくりを進めます。

ウ 相互信頼に基づき自立と自己決定を尊重する

少子高齢化の急速な進行や人口減少過程への移行など、社会構造が従来とは大きく変化する一方で、地域のさまざまな課題解決に向けて市民活動が活発化するなど、まちづくりにおいて行政が主体となって担ってきた領域に変化が生まれてきています。このような中で、市民、地域、企業と行政との相互信頼に基づいて、しっかりとしたパートナーシップを確立し、市民や地域の自立に向けた活動を促進し、自己決定を尊重する取組を進めます。

エ 市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中、限られた財源によって、行政が取り組む施策の厳選が求められています。こうしたことから、行政が執行する施策の効果を市民が実感できるかどうかということが重要なポイントとなります。そのために、施策展開の着眼点を画一性重視から多様性重視へと転換しながら、身近な日常生活圏における課題解決に向けてきめ細やかな取組を進めます。

さらに、こうした施策を進めるにあたっては、地域における既存のさまざまな資源や財産を有効に活用したり、行政サービスの顧客として市民は何を望んでいるのか、解決すべき課題に対して施策が有効に機能しているかなど、顧客志向を重視していきます。また、施策の効果を最大限に発揮するために必要な、多種多様な事業主体や事業手法の適切な選択も心がけていきます。

このような経営的視点に立った施策展開により、市民が実感できる効果的な政策を実現していきます。

みなさんのご意見を募集しています

新総合計画基本構想素案に対する市民のみなさんのご意見を募集しています。次のいずれかの方法でお寄せください。

- ◎募集期間 平成16年10月20日までに必着
- ◎手紙で ☎ 210-8577 (住所は不要)
総合企画局 企画調整課
- ◎ファクスで ☎ 200-3398
- ◎電子メールで ☎ soukei@city.kawasaki.jp
※いずれも書式自由

なお、市ホームページで、これまでの検討経過などがご覧になれます。

また、新総合計画基本構想素案の冊子を区役所・支所でご覧になれます。

基本構想素案におけるまちづくりの基本目標と基本政策体系

まちづくりの基本目標 「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」

まちづくりの基本方向

協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する

自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる



7つの基本政策

1 「安全で快適に暮らすまちづくり」

政策の基本方向1 「暮らしの安全を守る」

市民の生命や生活の安全を守るため、地域で発生する犯罪、交通事故、消費生活被害の防止や救急体制の充実に向けた取組を進めるとともに、食品などの生活衛生環境の確保を図ります。

施策の展開としては、
①身近な安全の確保 ②救急体制の強化
③良好な生活衛生環境の確保
を行っていきます。

政策の基本方向2 「災害や危機に備える」

かけがえのない市民の生命・財産を守るため、危機管理体制の整備を図るとともに、自然災害や都市型災害への対策の推進、消防力の強化などに取組めます。

施策の展開としては、
①危機事象への的確な対応 ②防災対策の推進
③消防力の強化 ④治水・雨水対策の推進
を行っていきます。

政策の基本方向3 「身近な住環境を整える」

市民が暮らしやすいというおおいある住環境の整備に向けて、景観施策の推進や狭い道路対策などにより良好な市街地の形成を促進するとともに、良質な住宅ストックの形成や、市民主体のまちづくりへの支援などに取組めます。

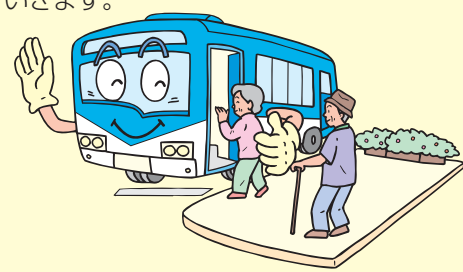
施策の展開としては、
①良好な都市景観形成の推進
②暮らしやすい住宅・住環境の整備

③市民の提案や自主性が活きるまちづくりの推進を行っていきます。

政策の基本方向4 「快適な地域交通環境をつくる」

身近な地域で安全・快適に生活できるように、駅周辺などにおけるバリアフリー化の推進や、公共交通の利便性向上、生活道路の安全対策、さらには自転車の利用環境整備など、地域の交通環境の改善を推進します。

施策の展開としては、
①身近な地域交通環境の整備 ②地域の生活基盤となる道路整備 ③バス輸送サービスの充実 ④総合的自転車対策の推進
を行っていきます。



政策の基本方向5 「安定した供給・循環機能を提供する」

市民生活に必要なライフラインとして、水源水質の保全などにより、安全な飲み水を確実に提供するとともに、下水の処理・浄化を推進し、快適な都市環境の確保を図ります。

施策の展開としては、
①良質な水の安定供給
②良好な下水道環境の形成
を行っていきます。

2 「幸せな暮らしを共に支えるまちづくり」

政策の基本方向1 「超高齢社会を見据えた安心のしくみ育てる」

高齢者をはじめとするすべての市民が、地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の分野で活動するさまざまな主体が相互に信頼し、連携するしくみづくりを進め、安心な市民生活を支える地域での助け合いを促進します。

施策の展開としては、
①地域で共に支え合う福祉の推進
②健康で生きがいを持って地域づくり
③介護予防の促進 ④介護サービスの充実
を行っていきます。

政策の基本方向2 「障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる」

障害者が、地域の中で共に暮らすことのできる社会の実現をめざし、市民、ボランティア、福祉産業、行政などの連携による支え合いのしくみを構築し、自立と社会参加を促進するとともに、就労に向けた機会の確保を図ります。

施策の展開としては、
①障害への理解と支え合いの促進
②障害者の地域生活支援の充実
③障害者の自立と社会参加の促進
を行っていきます。

政策の基本方向3 「安心な暮らしを保障する」

失業や病気などにより、生活の維持が困難になっ

た人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の安心な暮らしを保障します。

施策の展開としては、
①自立生活に向けた取組の推進
②確かな安心を支える給付制度の運営
を行っていきます。

政策の基本方向4 「すこやかで健康に暮らす」

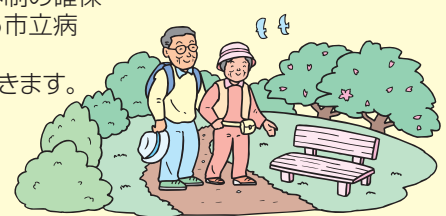
日々の健康増進を通じて、健康で活力のある暮らしを維持することができるよう、市民自らが生涯にわたる積極的に健康づくりに取り組み、生活の質の向上が図れるような環境を整備します。

施策の展開としては、
①市民の健康づくりの推進
②地域での健康づくりのネットワーク化の推進
を行っていきます。

政策の基本方向5 「地域での確かな医療を供給する」

地域における医療機関相互の機能分担と連携により良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制整備を進め、すべての市民のすこやかで自立した生活を支えます。

施策の展開としては、
①医療供給体制の確保
②信頼される市立病院の運営
を行っていきます。



3 「人を育て心を育むまちづくり」

政策の基本方向1 「子育てを地域社会全体で支える」

子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる社会をめざし、総合的な子育て支援体制を確立し、多様な子育てサービスを選択、利用することのできる環境づくりを進めます。また、地域において子どもたちがさまざまな体験をする機会を提供することにより、個々の子どもがもつ特性に応じて、のびのび育つことのできる健全な環境をつくりま

す。施策の展開としては、
①安心して子育てできる環境づくり
②子どもが健やかに育つ環境づくり
③子どもの育成を支援する体制づくり
を行っていきます。

政策の基本方向2 「子どもが生きる力を身につける」

子どもが生きる力を身につけるために、家庭・学校・地域の多様な人々とのつながりのなかで、子どもたちの人権を尊重しながら、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成、たくましく生きるための健康・体力の向上をめざす教育を進めます。

施策の展開としては、
①子どもの健やかな成長の保障と学校の教育力向上
②教育環境の整備
③地域に根ざした特色ある学校づくり
を行っていきます。



政策の基本方向3 「生涯を通じて学び成長する」

市民の学習や活動がより豊かに行われ、学習の成果が地域社会へ還元されるとともに、相互に学びあえる環境づくりに向け、市民の主体的で多様な学習活動を支援します。

施策の展開としては、
①いきいきと学び、活動するための環境づくり
②地域のスポーツ・レクリエーション活動の支援
を行っていきます。

政策の基本方向4 「地域人材の多様な能力を活かす」

生涯にわたる生きがいの創出や地域社会の活性化を図るために、シニアや若者などさまざまな世代の市民が持つ多様な能力を発揮することができる場を広げるとともに、大学などを地域で活かすしくみづくりの推進や、若者の社会参加への支援を行います。

施策の展開としては、
①シニア世代の豊かな経験を活かすしくみづくり
②大学などを地域で活かすしくみづくりと若者の社会参加への支援
を行っていきます。

政策の基本方向5 「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」

すべての市民が人間としての尊厳や人権が尊重され、それぞれの違いを認め合い、共に生きることのできる地域社会の実現と平和への貢献に向けた取組を進めます。

施策の展開としては、
①人権・共生施策の推進
②男女共同参画社会の形成へ向けた施策の推進
③平和施策の推進
を行っていきます。

4 「環境を守り自然と調和したまちづくり」

政策の基本方向1 「環境に配慮し循環型のしくみをつくる」

持続可能な社会の形成に向けて、市民・事業者・行政が共に地球環境に配慮した責任ある行動の主体として、地域レベルから地球温暖化防止等に取り組むほか、廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルの推進など、循環型のしくみづくりを進めます。

施策の展開としては、
①地球温暖化防止の取組 ②ごみをつくらぬ社会の構築とリサイクルの推進 ③環境配慮型社会の形成に向けた取組
を行っていきます。

政策の基本方向2 「生活環境を守る」

市民の快適な生活環境の創造に向けて、市民生活に密接に関係する大気や水、自動車排出ガスなどの環境対策を着実に行うとともに、ダイオキシン類などの化学物質等についても対策を推進します。さらに、資源にならないごみについては、環境への影響をできる限り抑制する観点から適正な処理を進めます。

施策の展開としては、
①地域環境対策の推進 ②廃棄物対策の推進
を行っていきます。

政策の基本方向3 「緑豊かな環境をつくりだす」

良好な自然環境を次世代に継承していくため、多摩丘陵などの貴重な緑の保全と育成に取り組めます。また、憩いとうるおいの場をつくりだすため、公園緑地の整備や、市民・事業者・行政の協働による身近な緑の創出・育成を推進するとともに、貴重な環境資源である都市農地の保全に向けた取組を進めます。

施策の展開としては、
①多摩丘陵の緑の保全と育成 ②魅力ある公園緑地の整備 ③市民・事業者・行政の協働による緑の創出と育成 ④都市農地の多面的な機能の活用
を行っていきます。



生田緑地

5 「活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向1 「川崎を支える産業を振興する」

活力ある地域社会と豊かな市民生活の実現に向けて、産業集積の形成、産業立地の誘導、ものづくり機能の高度化などを通じて確かな川崎の産業基盤を築くとともに、地域に根ざした中小企業の育成・支援、魅力ある地域商業や都市農業の振興などを図ります。

施策の展開としては、
①産業の競争力強化と活力ある産業集積の形成
②ものづくり産業の高度化・複合化
③まちづくりと連動した商業の振興
④中小企業の経営環境の整備 ⑤都市農業の振興
を行っていきます。

政策の基本方向2 「新たな産業を創り育てる」

地域経済に新たな活力を吹き込む産業の創出をめざして、新分野に挑戦する起業、創業の支援や暮らしに貢献する福祉産業、環境関連産業などの振興を図るとともに、科学技術を活かした新たな産業の創出・育成に向けた基盤整備を推進します。

施策の展開としては、
①新事業創出のしくみづくり ②市民生活を支援する新たな産業の育成 ③新エネルギー産業の育成 ④科学技術を活かした研究開発基盤の強化
を行っていきます。

政策の基本方向3 「就業を支援し勤労者福祉を推進する」

意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業機会の確保に向けた支援を促進するとともに、勤労者福祉の推進や技術・技能の奨励・継承のための施策に取り組めます。

施策の展開としては、
①人材を活かすしくみづくり ②勤労者施策の推進
を行っていきます。

政策の基本方向4 「川崎臨海部の機能を高める」

臨海部の産業再生・都市再生・環境再生をめざす国際環境特別区構想の実現に向けて、首都圏における優位性を活

かした国際競争力の強化を図るとともに、環境技術を活用した国際貢献や先端的な研究開発拠点の形成促進、さらには、川崎港の機能強化とあわせた陸・海・空の物流拠点の形成などを推進します。

施策の展開としては、
①臨海部の産業再生 ②臨海部の都市再生
③羽田空港再拡張・国際化に対応した基盤づくり
④広域連携による港湾物流拠点の形成
⑤市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境再生
を行っていきます。



臨海部

政策の基本方向5 「都市の拠点機能を整備する」

活力にあふれた都市づくりをめざし、市民の行動圏の広域化を踏まえ、隣接都市拠点との機能分担を考慮した魅力ある広域調和型の拠点整備を推進するとともに、市内主要ターミナル駅周辺を中心とした利便性の高い生活拠点の形成と連携による地域連携型のまちづくりを進めます。

施策の展開としては、
①民間活力を活かした魅力ある広域拠点の形成
②個性ある利便性の高い地域生活拠点の整備
を行っていきます。

政策の基本方向6 「基幹的な交通体系を構築する」

都市機能の向上を図るため、首都圏における川崎の位置や役割を踏まえ、基幹的な広域交通幹線網の整備を進めるとともに、市内交通の円滑化と市民の利便性向上を図る市域の交通幹線網の整備を推進します。

施策の展開としては、
①広域的な交通幹線網の整備
②市域の交通幹線網の整備
を行っていきます。

6 「個性と魅力が輝くまちづくり」

政策の基本方向1 「川崎の魅力育て発信する」

市民が愛着と誇りを持つまちづくりをめざし、音楽やスポーツなど川崎を代表する魅力を大きく育てるとともに、歴史・文化に育まれた産業施設や観光資源などに光をあて発信することにより、まちの賑わいを創出し、都市イメージの向上を図ります。

施策の展開としては、
①新たな観光の振興 ②音楽のまち・かわさきの推進
③ホームタウンスポーツの振興 ④地域資源を活かした魅力づくり
⑤都市イメージの向上
を行っていきます。

政策の基本方向2 「文化・芸術を振興し地域間交流を進める」

豊かでうらおいのある市民生活と個性ある地域づくりをめざし、多様な文化・芸術資源を活かしながら、市民による文化・芸術活動を振興するとともに、姉妹・友好都市等との国際交流や地域間交流を推進します。

施策の展開としては、
①市民の文化・芸術活動の振興 ②個性ある多様な文化の振興
③国際交流の推進 ④地域間交流の推進
を行っていきます。

政策の基本方向3 「多摩川などの水辺空間を活かす」

多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざし、多摩川や二ヶ領用水などの貴重な資源を有効に活用し、市民活動団体やNPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。

施策の展開としては、
①多摩川の魅力育てる総合的な取組
②水とのふれあいの場づくり
を行っていきます。



多摩川

7 「参加と協働による市民自治のまちづくり」

政策の基本方向1 「自治と協働のしくみをつくる」

本格的な少子高齢社会の到来などに伴う、市民の価値観の変化と市民ニーズの多様化に的確に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成するため、分権時代にふさわしい新たな自治のしくみづくりと市民と行政による協働のまちづくりを推進します。

施策の展開としては、
①分権時代の新たな自治のしくみづくり
②協働のまちづくりの推進
を行っていきます。

政策の基本方向2 「市民と協働して地域課題を解決する」

市民参画による地域主体のまちづくりを進めるため、地域の課題を発見し、解決できる区役所づくりを推進します。また、便利で快適なサービスが効率的・効果的に提供できるよう区役所の整備を進めます。

施策の展開としては、
①区における地域課題への的確な対応 ②区における市民活動支援施策の推進 ③便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供
④市民参加による区行政の推進
を行っていきます。

政策の基本方向3 「市民満足度の高い行政サービスを提供する」

情報化による効果的な行政サービスの提供や情報共有のしくみづくりを進めるとともに、さまざまな問合せや相談に迅速で適切な対応を図るための総合的な体制を整備し、市民満足度の高い行政サービスを提供します。

施策の展開としては、
①市民本位の情報環境の整備
②迅速で的確な総合相談サービスの提供
を行っていきます。

